○外務省告示第三百四号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）附属書Ⅰ及び附属書Ⅱは、条約第十五条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十二年六月二十三日に効力を生じた。

（平成二十二年四月二十一日付け条約事務局通告）

平成二十二年六月二十三日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ

動物界鳥綱かも目かも科アナス・オウスタレティを附属書Ⅰから削る。

植物界のとうだいぐさ科エウフォルビア・ミセラ並びにやまもがし科のオロタムヌス・ゼイヘリ及びプロテア・オドラタを附属書Ⅱから削る。

動物界爬虫綱わに目クロコダイル科のクロコデュルス・モレレティイ（ベリーズ及びメキシコの個体群に限る。商業的目的で取引される野生の標本については、零の割当てとする。）及びクロコデュルス・ニロティクス（エジプトの個体群に限る。商業的目的で取引される野生の標本については、零の割当てとする。）を附属書Ⅰから附属書Ⅱに移す。

動物界両生綱有尾目いもり科ネウレルグス・カイセリを附属書Ⅰに加える。

動物界の爬虫綱トカゲ亜目イグアナ科のクテノサウラ・パケリ、クテノサウラ・オイディルヒナ、クテノサウラ・メラノステルナ及びクテノサウラ・パレアリス並びに両生綱無尾目ねこめあまがえる亜科アガリュクニス（spp.）並びに節足動物門昆虫綱甲虫目こがねむし科デュナステス・サタナス並びに植物界のうるし科のオペルクリカリュア・ヒュファイノイデス及びオペルクリカリュア・パキュプス、うり科のズュゴスィキュオス・プベスケンス及びズュゴスィキュオス・トリパルティトゥス（くすのき科アニバ・ロサイオドラ（丸太、製材品、薄板、合板及び精油。包装され小売用に準備された完成品を除く。）、とけいそう科アデニア・オラボインスィス、ぶどう科のキュフォステンマ・エレファントプス及びキュフォステンマ・モンタグナキイ並びにはまびし科ブルネスィア・サルミエントイ（丸太、製材品、薄板、合板、粉末及び抽出物）を附属書Ⅱに加える。

附属書Ⅰ及びⅡに掲げるカニス・ルプス（哺乳綱ねこ目いぬ科）に付された注釈に次のように加える。

飼育された標本及びディンゴ（カニス・ルプス・ファミリアリス及びカニス・ルプス・ディンゴとして言及される。）を除く。

附属書Ⅱに掲げる植物の分類群に付された注釈「(#1)」を「(#4)」に改める。

解釈7#4を次のように改める。

#4　次のものを除くすべての個体の部分及び派生物

(a) 種子（らん科の種子の鞘を含む。）、胞子及び花粉（花粉塊を含む。）。ただし、メキシコから輸出されたサボテン科（spp.）の種子並びにマダガスカルから輸出されたベカリオフォイニクス・マダガスカリエンスィス及びネオデュプスィス・デカリュイの種子は、この除外の適用を受けない。

(b) 試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの

(c) 人工的に繁殖させた植物の切花

(d) 帰化したか又は人工的に繁殖させたヴァニルラ属（らん科）及びサボテン科の果実並びにその部分及び派生物

(e) 帰化したか又は人工的に繁殖させたオプンティア属オプンティア亜属及びセレニケレウス（サボテン科）の茎及び花並びにこれらの部分及び派生物

(f) 包装され小売取引用に準備されたエウフォルビア・アンティスュフィリティカの完成品

サボテン科（spp.）（植物界）に付された注6を次のように改める。

注6　次の人工的に繁殖させた交配種又は栽培変種の標本は、この条約の適用を受けない。

ハティオラとグライセリの交配種

スクルンベルゲラとブクレイイの交配種

スクルンベルゲラ・ルセルリアナとスクルンベルゲラ・トルンカテの交配種

スクルンベルゲラ・オルスィキアナとスクルンベルゲラ・トルンカテの交配種

スクルンベルゲラ・オプンティオイデスとスクルンベルゲラ・トルンカタの栽培変種

ハルリスィア「ユスベルティイ」、ヒュロケレウス・トリゴヌス又はヒュロケレウス・ウンダトゥスの台木により接ぎ木されたサボテン科（spp.）の色素突然変異体

オプンティア・ミクロダスュスの栽培変種

スクルンベルゲラ・トルンカタの栽培変種

ハルリスィア「ユスベルティイ」、ヒュロケレウス・トリゴヌス又はヒュロケレウス・ウンダトゥスの台木により接ぎ木されたサボテン科（spp.）の色素突然変異体

オプンティア・ミクロダスュスの栽培変種

附属書Ⅰに掲げるらん科（植物界）のすべての種に付された注釈を次のように改める。

附属書Ⅰに掲げる次のすべての種に関し、試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、この標本が締約国会議によって合意された「人工的に繁殖させたもの」の定義に合致する場合にのみ、この条約の適用を受けない。

○外務省告示第三百五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記の失効年月日に効力を失った。

平成二十二年六月二十三日

外務大臣　岡田　克也

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成22年6月14日	2006年12月8日	TH211302
平成22年6月14日	2009年12月24日	MS816293

○外務省告示第三百六号

フィリピン共和国政府は、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定について、同協定の効力発生に必要な自国の国内手続が完了した旨の通告を、平成二十二年五月二十八日に我が国及び各東南アジア諸国連合構成国に対して行った。よって、同協定は、その第七十九条の規定に従い、平成二十二年七月一日に、我が国、シンガポール共和国、ラオス人民民主共和国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア、タイ王国及びカンボジア王国に加えて、フィリピン共和国についても効力を生ずる。

平成二十二年六月二十三日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　長野県伊那市高遠町東高遠一九九九の四九、一九九九の五五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字杉野沢字字棚三三七五の二二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）